

令和3年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和3年1月13日（水）午後2時00分
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 田村 星 寿	2番 中野 栄
3番 嶺岸 勝 志	4番 三須 清 一
5番 大井 栄 一	6番 大炊 三枝子
7番 成島 誠	8番 川村 泉 治
9番 宮久保 勝	10番 根本 博

4. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩四郎
次 長	大 井 一 郎
農地係長	富 塚 隆 則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画（案）について
議案第3号 農地法の規定による許可を要しない土地の判定について
議案第4号 相続税の納税猶予に係る特別農地等の利用状況について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について

自作地から近く耕作に便利な農地の賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

譲渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地のみ約0.55ヘクタール、農業従事日数は、本人と妻が年間300日です。農用自動車、トラクター等をそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年1月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案書は2ページから、議案資料は7ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、2,044平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号2番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、1,843平方メートルです。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は全面積でコシヒカリ〇〇〇キログラムです。

整理番号3番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は3,209平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号4番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は1万1,174平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号5番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田4筆、合計面積は1万716平方メートルです。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号6番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は3,000平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇の2名の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号7番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は1,524平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇の2名の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号8番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は1,190平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号9番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は992平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号10番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は6,042平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号11番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は2,960平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号12番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は3,000平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号13番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は5,384平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号14番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は2,448平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号15番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は4,585平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号16番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田6筆、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は1万4,177平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号17番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は1,996平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号18番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は1,000平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号19番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は2,808平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の2名の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号20番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田3筆、面積は2,627平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号21番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は3,629平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号22番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は889平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10

年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号23番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は2,912平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から、議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号整理番号1番、10番の借受者の経営面積は、借受地を含め約12.6ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が200日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号2番の借受者の経営面積は、借受地を含め約8.1ヘクタールで、農業従事日数は、本人と母が年間200日、妻が160日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号3番、4番の借受者の経営面積は、借受地を含め約13.8ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日で、母が250日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号5番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約8.4ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間300日です。農業用施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

続いて、整理番号6番から9番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.3ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間300日、父と母が150日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号11番から23番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約10.4ヘクタールで、農業従事日数は、本人と母が年間290日です。農業用施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番から23番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 利用権を設定した合計の面積がわかれば、後でもいいので教えていただけますでしょうか。

事務局 新規設定が2件の2筆で3,887平方メートル、再設定が21件の46筆で8万6,262平方メートルです。

三須清一会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第2号整理番号1番から23番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番から23番は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページをお開きください。

議案第3号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」。

下記のとおり確認依頼があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年1月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

確認以来のあった土地は、〇〇字〇〇〇〇〇地先の登記地目宅地、現況地目畑1筆、面積231平方メートルの土地の判定です。

所在地は〇〇〇〇〇北東側約732メートルに位置しています。土地の名義人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

現況は、土地の周囲が住宅地及び他人の土地に囲まれており、その土地を農地として復

元しても、継続して利用することが困難と見込まれました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

第1調査会で現地調査を行い審議しました。

現地確認では、東と南側にそれぞれ住宅が建っており、耕作を行うための機材を運ぶ道が狭く、土地を農地として復元しても継続して利用することが困難なことが確認できました。

第1調査会では、議案第3号は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり非農地として判断することとしました。

三須清一会長 続いて、議案第4号整理番号1番から3番の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の13ページをお開きください。

議案第4号整理番号1番から3番「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。

下記のとおり、柏税務署長より利用状況確認依頼があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年1月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は14ページからとなります。

本件は、相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況について柏税務署長より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて、地区担当委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 それでは、それぞれの地区担当の委員から順次報告をお願いします。

まず初めに、整理番号1番、2番について、第3地区の中野栄委員から報告をお願いします。

中野栄委員 議案資料の14ページを御覧ください。

令和2年11月30日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている整理番号1番、〇〇字〇〇〇地先の田、ほか5筆、合計面積1万5,466平方メートル及び整理番号2番、〇〇〇字〇〇地先の田、ほか4筆、合計面積8,952平方メートルについて、現地確認を行いました。

その結果、自ら所有して、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 続いて、整理番号3番について、第2地区の大井栄一委員から報告をお願いします。

大井栄一委員 議案資料の16ページ、17ページを御覧ください。

令和2年12月7日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている整理番号3番、〇〇〇地先の田、ほか6筆、合計面積2万128平方メートルについて、現地確認を行いました。

その結果、いずれも自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより、議案第4号整理番号1番から3番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第4号整理番号1番から3番「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利

用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号1番下ら3番は、原案どおり報告することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は、第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、公衆用道路1件、駐車場1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。届出事由は、専用住宅2件、公衆用道路1件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、3件受理しました。届出事由は、3件とも相続です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第1回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。